令和4年度第1回室蘭市いじめ防止対策審議会会議録

日時：令和4年7月8日（金）18：30～19：30
場所：室蘭市役所本庁舎　2階大会議室
出席者
（委員）伊藤淳一、松崎史織、林正樹、木元浩一、右田永子（敬称略）
（事務局）伊藤教育長、坂口教育部長、西舘教育部次長、髙田指導参事、山口学校教育課長、
　　椎名指導主事、棟方指導主事、小林学校教育課学務係
（傍聴人）　0人

議事

1. 開会
　・事務局の司会により審議会を開会
　・委嘱状交付

2. 教育長挨拶
　・伊藤教育長より挨拶

3. 委員及び事務局の紹介

4. 会長及び副会長の選出
　・室蘭市いじめ防止対策審議会及び室蘭市いじめ調査委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により会長及び副会長の選出。初めての開催であるため、事務局より提案させていただきたい旨を説明。異議なしとの声があり、会長に木元委員、副会長に松崎委員を提案。異議なしとの声があり、拍手にて承認される。
　・木元会長よりご挨拶

5. 諮問
　・教育長より木元会長へ諮問書の手交

6. 室蘭市いじめ防止基本方針（案）について説明及び審議（進行を木元会長に交代）
　・事務局より室蘭市いじめ防止基本方針（案）について説明

【質疑等】

（委　員）　10ページ中段、②の1行目の気づいてしまうことも少なくないと記載されているが間違っていると思われるので、修正したほうがいいと思います。

（事務局）　修正させていただきます。

（会　長）　2ページに示されているとおり、いじめの構造は被害者、加害者、観衆、傍観者がいる。児童生徒の中で誰がいじめを止めるのかとなった場合、傍観者になると思われるが、いじめを止めようとした場合に、止めようとした方が逆にいじめられてしまうのではないか。そういう問題について、事務局から知見等があればお示しいただきたい。

（事務局）　いじめを止めようとした児童生徒がいじめの対象となってしまう問題は実際に学校現場でも起きている。しかし、そういったことがないように子どもたちの心を育てていく、いじめを見逃さないということを学校でも家庭でもしっかりと伝えていくことが重要だと考えています。

（会　長）　方針の中でも、いじめを見たり聞いたりした時は先生や周りの大人にすぐに伝えてくださいと記載されているが、そうすることで新たな標的になるリスクはある。そういった生徒をいかにして守っていくかというのが、いじめが起こった時に解決するための大事な考え方になると思う。

（委　員）　障がいのある人に係わっているとよく言われるのが、障がいのある人がいると、理解者、傍観者、加害者がいて、その割合は3分の1ずつとなる。傍観者は理解者と加害者どちらにつくのかわからないが、理解者が全体の雰囲気を作ると、傍観者は障がい者を守ってくれるし、加害者は加害的な行動ができなくなる。反対に加害者の意識が強いと傍観者はそちらについてしまい、雰囲気が悪くなり、理解者は何もできなくなってしまう。

すべての方に理解者となっていただきたいが、それをできるようにするには社会全体の意識を変えなければならない。傍観者がどちらにつくかによって全体的な雰囲気が決まるので、理解者が全体的な雰囲気を作ってくれて、それが保たれることによって、偏見を持っている人たちの意識が変わるかもしれないという考え方が必要で、いじめの問題も同じだと感じている。

いじめがあるのかないのか、障がいがあるのかないのか、それだけの問題ではないと考える。

（会　長）　理解者、傍観者がいて、良い方向に行く場合もあれば、悪い方向に行く場合もある。障がいに対する理解や傍観者が理解者に移っていく、そういった社会情勢、意識の変化や理解というのが大事になる。

（委　員）　理解を押し付けることはできないが、社会のあり方や雰囲気が弱い立ち位置の方を守る、認めるというように動いていってくれれば良いと考える。

（委　員）　発達障がいが根底にあって、感覚過敏でお風呂に入れず、そのことが原因でいじめられ、不登校になってしまう児童生徒がいる。その児童生徒が母子家庭や父子家庭の場合には、母親や父親も具合が悪くなってしまい、負の連鎖になってしまうこともある。近年は、発達障がいの人が増えてきており、障がいがあるということを児童生徒にも認識してもらうというのも必要だと考える。

（事務局）　障がいというものを認識できず、差別の対象としてしまうことがいじめの原因になっていると考えています。今の意見は方針に盛り込みたいと思います。方針では、障がいだけではなく、相手の存在を認めるということに触れたいと考えています。

（委　員）　スクールカウンセラーとしての経験の中で、先生方はすごく頑張っていると感じている。学校がしんどいという子が多く相談に来るが、どういう状況か聞くと、誰かに嫌なことを言われたりされたりしていないが、しんどいということが多い。これは先生方が小学校からいじめの雰囲気を作らないよう頑張っているおかげで、うまくいっている学校が多いと感じる。

最近は、HSC、周りの刺激がストレスになる子が相談に来ることが多い。そういう子たちは、道徳の授業がとてもつらいと答える。自分はダメなんだと自己否定感が上塗りされてしまう授業になってしまっているように感じる。

小学校の時に、いじめはだめなんだ、傍観者を作らない、傍観者が大きな役割を持っていて、傍観者の立場の子は先生に伝えてくれるように教えてきている。これをしているからこそ起こっていることではあるが、いじめの状況を見て先生に伝えることができた人は良くて、いじめの状況を見ても先生に伝えることができなかった人はダメだとなってしまっている。HSC の子どもたちには発信することができない子が多く、自己否定、自己肯定感が下がってしまうことを繰り返している。

いじめに限らないが、穏やかな空気が漂う西側の地域では、先生方の努力により、学校の中では問題が非常に起こりにくくなっている。その一方で、HSC の人たちが自己否定感を強く持って、つらくなる。穏やかな雰囲気に慣れてしまっているので、強い言葉がつらい。そういうことも起こっていることを知っていただきたい。どちらがいいというわけではないが、教育をしたらしたで、新たな問題が出てきてしまう。

また、嫌なことを言われたりされたりしたか聞いたときに、児童生徒からではなく、先生に傷ついている場合も意外と多い。相手が児童生徒の場合には、先生が指導するが、相手が先生の場合には、指導がうまくいっていない。先生自身気が付かないうちに生徒を傷つけてしまっている。児童生徒に対してのいじめ対策はもちろんだが、先生に対しての対策も必要である。現在の方針案は、児童生徒を対象とした記述が多いので、先生の場合にはどうするのかも記述したほうがいいのではないか。

（会　長）　先生が児童生徒を傷つけてしまうこともあるが、その逆で児童生徒が先生をということもあるのではないかと思う。

（事務局）　HSC や発信できない子どもたちの自己否定感が強くなっていることは、不登校の子どもの対応をする際に当てはまることが多い。強い言葉がつらかったり、集団同調を求められることへのストレスを感じて不登校になっている子たちやそれをいじめと感じている子たちがいると認識している。いじめについて視野を広げていかなければならないと考えている。

教員側が親しみを込めてかけた言葉も実は児童生徒を傷つけていたということもあるのではないかと思う。このことも方針の中で触れていきたい。

（教育長）　何かに向かって子どもたちを動かすときに一定程度なかなかついてこれない子どもたちがいて、なんとなく学校が楽しいものに思えなくなっていく。そういう子どもたちのフォローアップを学級経営の中で考えていかないと、自分に一生懸命ついてくる児童生徒にばかり目がいってしまって、不登校の芽になってしまうことがあると先生方へは話をしていた。いただいた意見は方針の中に盛り込んでいきたい。

（委　員）　児童生徒が先生にランク付をして、あの先生は良いとかあの先生が担任になったら嫌だとかいろいろと先生との距離感があると思う。たまたま自分の担任になった先生が嫌な先生だった場

合、傍観者としていじめを見たけど、担任の先生には言いたくない。かといって他のクラスの先生のところに言いに行くのは難しい、いじめを見つけたから先生や大人に言ってくださいと言ってもそう簡単にはいかないのではないか。

ただ、いじめを一番知っているのは周りで見ている子どもたちで、いかに傍観者から情報を吸い上げられるか、重大事態を未然に防ぐためにも重要である。方針内にいじめ相談窓口を記載しているが、子どもたちから連絡をするのは難しいと思う。方針を配って終わってしまうと情報が吸い上げられない。

いじめのアンケートは効果的だったという説明があったが、まさにその通りで、積極的にアンケート調査等をするのが良いと考える。

（事務局）　いじめの早期発見、先生との関係性、相談窓口について、ご指摘の通りだと考えます。先生に相談できれば相談してもらうが、そうでない場面もあると思う。そのためにこれまで年3回のアンケート調査を年5回以上とし、できるだけ情報を拾っていく。また、相談ダイヤルだけではなく、SNSを使った相談窓口の拡充、その子どもに応じて、どの方法で相談できるかわからないので、とにかく窓口を広げて少しでも拾っていきたい。

（教育長）　本日いただいたご意見は方針案に盛り込んで、改めて郵送いたしますので、ご覧いただいた上で、もしご意見があるようでしたら事務局までご連絡をいただきまして、ご意見がないようでしたら、それで基本方針案としてはご了承いただいたということとさせていただきます。

7. 答申

・会長より、答申書は会長がとりまとめ、教育委員会へ提出することを提案。異議なしとの声があり、承認される。

8. 事務連絡

・事務局より事務連絡

9. 閉会